

事例番号:330013

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 30 週 4 日 自動車走行中に衝突事故、腹部にシートベルト痕あり、腹痛あり、
腰腹部痛あり

胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線の変動、基線細変動の
増加、変動一過性徐脈、遅発一過性徐脈、遷延一過性徐脈出
現など、多彩な変化を認める

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 6 日

8:00 破水、陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 6 日

10:48 経膈分娩

胎児付属物所見 臍帯巻絡頸部 1 回

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:39 週 6 日
- (2) 出生時体重:2700g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.28、BE -3mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点
- (5) 新生児蘇生:実施なし
- (6) 診断等:

出生当日 頭囲 31.0cm(-1.79SD)

(7) 頭部画像所見:

生後 3 日 頭部 MRI で脳室拡大を認め、多嚢胞性脳軟化症を呈している

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院となる妊娠 39 週 6 日までに生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血により多嚢胞性脳軟化症を発症したことである。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因は交通事故による受傷の可能性はあるが、臍帯血流障害の可能性も否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 30 週 4 日の交通事故により受診した際に胎児心拍モニタリングを 5 時間以上実施したことは適確である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 6 日破水のため入院した際の対応(内診、バイタルサイン測定、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生時および入院中の管理(生後 2 日に頭部やや小さいため超音波断層法実施、生後 3 日に頭部 MRI 実施、経過観察目的で NICU 管理としたこと)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 妊婦が交通事故などの外傷を受傷した場合に、産科医が行うべき診療の指針策定が望まれる。

【解説】妊婦の外傷では子宮破裂や常位胎盤早期剥離の可能性があるとされているが、一般外傷診療以外に産科医が留意すべき腹部症状経過観察期間や胎児心拍数モニタリングの観察期間、頭部発育不良時には胎児超音波断層法に加え胎児MRIを施行することなどは「産婦人科診療ガイドライン」などでは明示されていない。もしも子宮内での情報が得られれば、原因検索の一助となり得る。

- イ. 胎児期中枢神経障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期中枢神経障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。